

会 議 要 録

会議名称	令和5年度第1回佐倉市障害者総合支援協議会
開催日時	令和5年7月27日(木) 10時00分～12時30分
開催場所	佐倉市役所 社会福祉センター3階中会議室
出席者等	委員:四方田委員、安部委員、稲阪委員、大賀委員、木村委員、 近藤委員、篠塚委員、鈴木委員、須藤委員、松本委員 事務局:福祉部 山本部長 障害福祉課 松澤課長、日暮副主幹、平野主査、 土屋主査、東城主査、橋本主査、濱田主任主事
会議議題	① 令和5年度専門部会等の取組について(公開) ② 第6次障害者計画・第6期障害福祉計画の進捗について(公開) ③ 障害者総合支援法の改正について(公開) ④ 障害者週間のイベントについて(公開) ⑤ 日中サービス支援型共同生活援助の定期報告(非公開) ⑥ 令和4年度障害者虐待の状況について(非公開)
会議経過	別紙 令和5年度第1回佐倉市障害者総合支援協議会 会議要録 のとおり

令和5年度第1回佐倉市障害者総合支援協議会 会議要録

【1 開会】

【2 議題等】

- ① 令和5年度専門部会等の取組について(公開)
- ② 第6次障害者計画・第6期障害福祉計画の進捗について(公開)
- ③ 障害者総合支援法の改正について(公開)
- ④ 障害者週間のイベントについて(公開)
- ⑤ 日中サービス支援型共同生活援助の定期報告(非公開)
- ⑥ 令和4年度障害者虐待の状況について(非公開)

【3 閉会】

①令和5年度専門部会等の取組について

(副会長)

令和5年度の各部会の取組について、部会長へ報告を求める。

「啓発・権利擁護部会」

(部会長兼委員)

○資料1(1-2 ページ)をもとに、啓発・権利擁護部会の活動について報告。

質疑・意見等

・特になし

「精神部会」

(部会長兼委員)

○資料1(3-4 ページ)をもとに、精神部会の活動について報告。

質疑・意見等

・特になし

「療育支援・教育部会」

(部会長兼委員)

○資料1(5-8 ページ)をもとに、療育支援・教育部会の活動について報告。

質疑・意見等

(委員)

小・中学校では8.8%の児童生徒が学習面又は行動面で困難を示すというデータがある。ここについては、知的障害なのか精神障害なのかの判断が難しい。また、発達障害と思われる場合、いじめにつながることが多い。

→(委員)

委員のご指摘の通り、発達障害があることで、学校に通えていない子がいる。最近では、学校が危機感を感じて、ケース会議を開くことがある。

人とのコミュニケーションが難しい場合は、福祉的なアプローチで色々学習をしていくことが有効であると考えている。

「就労支援部会」

(部会長兼委員)

○資料1(9-10 ページ)をもとに、就労支援部会の活動について報告。

質疑・意見等

(委員)

障害者の就労環境に関する話題で一つ共有したいことがある。農園などの働く場を提供し、働く障害者も紹介する「代行ビジネス」に対し、厚生労働省が警鐘を鳴らしている。今後、市としての就労支援施策にも影響すると思うので、委員の皆様や事務局には把握しておいてほしい。

「生活支援部会」

(部会長兼委員)

○資料1(11-13 ページ)をもとに、生活支援部会の活動について報告。

質疑・意見等

・特になし

(副会長)

続いて、市の委託事業として実施している「精神障害者相談支援事業」と「療育支援コーディネーター配置事業」について報告を求める。

「精神障害者相談支援事業」

(委員)

○資料1(14-16 ページ)をもとに、精神障害者相談支援事業について報告。

事業の内容については、資料を確認してほしい。最近の傾向として、「長い間社会に出ていなかった人がいるが、地域に出て行くにはどうすればいいか」といった相談が増えている。また、発達障害に関する相談も増えている。

質疑・意見等

・特になし

「療育支援コーディネーター配置事業」

(委員)

○資料1(17-19 ページ)をもとに、療育支援コーディネーター配置事業について報告。

事業の内容については、資料を確認してほしい。新たな取り組みとして、令和5年4月から市内の医療的ケアが必要な子どもが通う学校に、看護師が配置されるようになった。それに伴い、療育支援コーディネーターが看護師と連携して対象者の支援をする取り組みが

始まった。また、主治医を交えたケース会議を行うなど、工夫をしながら支援を行っている状況である。

質疑・意見等

・特になし

②第6次障害者計画・第6期障害福祉計画の進捗について

(事務局)

○資料 2-1、2-2 及び 2-3 をもとに、議題②について説明する。

令和 3 年度から 5 年度の 3 カ年を計画期間とする第6次障害者計画及び第6期障害福祉計画を市で定めており、各事業の進捗についての報告である。

各委員より、各事業の今後の進め方等について意見を頂きたい。

また、今年度は次期障害者計画及び障害福祉計画策定懇話会が予定されているため、本日出た意見については、計画策定懇話会に対し、総合支援協議会の意見として報告させて頂く。

質疑・意見等

(委員)

障害者団体の目線としては、3か年の計画期間の中で、すべて実施していくことは大変なことである。次期の計画においては、障害者当事者目線も持ちつつ、計画を策定してほしい。また、障害者は、身体だけではなく、3障害(身体・知的・精神)があることを理解してもらえるような計画にしてほしい。

もう一点であるが、佐倉市の障害者計画は、医療の視点での記載が少ないので、精神障害者のことも考え、支援の充実について検討してほしい。

(委員)

計画は策定するだけでなく、それを実行してチェックしていくことが大切である。次期計画においては、このことを意識して策定してほしい。

(委員)

計画の進捗管理シートは、たいへんよくできていると思う。しかし、計画の進捗管理を総合支援協議会が担うというのは理解できるが、限られた会議時間のなかで、計画の実行に関する全てのチェックをすることは難しいと感じている。

特に、資料 2-3 は、数字だけ提示されても、委員として意見を出すのは難しいと感じる。会議前の運営委員会で、論点を絞って頂き、この場で話し合う形にするべきだと思う。

また、(障がい者団体等連絡会が実施する)まちのバリア点検など、障害者団体及び当事者の動きが見えるようになってきて喜ばしいことである。次期計画においては、計画本文中に障害者団体及び当事者の動きを盛り込んでほしい。

③障害者総合支援法の改正について

(事務局)

○資料 3-1 及び 3-2 をもとに、議題③について説明する。

資料 3-1 については、今後の障害者総合支援法の改正内容について記載したものである。資料 3-2 については、地域生活支援拠点等の説明および今後の市としての方針を示したものである。3~4 ページに記載した市としての方針について、意見を頂きたい。

質疑・意見等

(委員)

地域生活支援拠点等の機能のひとつである、「緊急時の受入・対応」については、親亡き後への障害者の生活に対応した仕組みになるのか。

→(事務局)そのとおりである。3ページの「3の体験の機会・場」も交えながら、対応して

いく仕組みである。

(委員)

障害者総合支援法の見直しに関連して、地域生活支援拠点等の対応を強化していくという姿勢が今回出てきたことは、評価する。面的整備は形として目に見えづらいところがあるが、市内の事業所はよくやって頂いているので、推進してもらいたい。

ただ、継続的に地域生活支援拠点等の効果を発揮するには、ハンドリングが重要であるため、市もしくは本協議会の運営委員会に担ってほしいと考える。地域生活支援拠点等コーディネーターについてはどう考えるか。

→(事務局)地域生活支援拠点等のコーディネーターについては、拠点を利用する件数がどれくらいあるのかということを検証した上で、専任職員の配置が必要であるのか等今後検討していきたい。

(委員)

地域生活支援拠点等コーディネーターを民間に配置する必要があるのか?と個人的には思っている。理由は、市が中心になってコーディネートしたほうがいい場合が多々あるためである。

急な入院、DV、虐待に関することがほとんどなので、結果的にそれを民間の誰かコーディネーターを 1 人配置するよりも、行政がその役割を担い、資料に記載のメンバーで、その拠点の運営委員会にて検討するという形がよいのではないか。

④障害者週間のイベントについて

(事務局)

○資料 4 をもとに、議題④について説明する。

今年度の障害者週間のイベントは、資料の内容にて予定している。検討中のところもあ

るが、現時点でも意見があれば頂戴したい。

質疑・意見等

・特になし

⑤日中サービス支援型共同生活援助の定期報告

(事務局)

○当議題は、令和3年9月1日に県の指定を受け、日中サービス支援型共同生活援助の運営を開始した事業者からの千葉県条例に基づく当協議会への定期報告となる。

※以降は非公開※

⑥令和4年度障害者虐待の状況について

(事務局)

○当議題は、令和4年度に障害福祉課へ通報があった障害者虐待に関して、事務局から当協議会への定期報告となる。

※以降は非公開※

～閉会～